

法律、命令若ハ訓令等ヲ發シ又ハ施設ヲ爲サント
スルニ當リ他省ニ協議ヲ要スル件

明治三十年
内閣書記官長閣議決定會通牒

各省主管ノ事項ニ付法律、命令若ハ訓令等ヲ發シ又ハ施設ヲ爲サント
スルニ當リ他省主管ノ事務ニ關係スル事項ニ就テハ法律、勅令等ハ閣議
提出前其他命令處分等ハ發布若ハ決定前其他ノ施設等ハ實行前
豫メ其ノ關係スル省ニ協議スルヲ要ス 其地方團體ノ事務若ハ負擔ニ關
係スル事項ニ付テハ内務省ニ協議スルヲ要ス